

## 2011年2月市議会 意見書（案）

- [意見書（案）第1号](#) 駅ホームへのホームドア設置を求める意見書
- [意見書（案）第2号](#) 景気回復とくらしの安定のために賃上げを基本とする政策を求める意見書
- [意見書（案）第3号](#) 国民健康保険に対する国庫負担を増額し、保険料の引き下げを求める意見書
- [意見書（案）第4号](#) 経済の主役にふさわしく中小企業支援策を抜本的に強めることを求める意見書
- [意見書（案）第5号](#) イラク戦争の検証を求める意見書
- [意見書（案）第6号](#) コメの戸別所得補償制度の見直しを求める意見書
- [意見書（案）第7号](#) 公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書

## 駅ホームへのホームドア設置を求める意見書（案）

【共産党提案】

本年1月16日、JR山手線目白駅で全盲の男性がホームから転落し命を落とす痛ましい事故が発生した。「欄干のない橋」にも例えられる駅ホームから「落ちない駅ホーム」へ、ホーム要員の確保と合わせ、可動式ホーム柵、ホームドアの設置を飛躍的にすすめることが、強く求められている。

全日本視覚障害者協議会のまとめでは、1994年からの16年間にホームからの転落や電車との接触で亡くなった視覚障害者は41人にのぼっているとのことである。一方で、可動式ホーム柵等がある駅では、「転落による事故は皆無」（国土交通省）となっており、可動式ホーム柵やホームドアの設置は急務である。乗客の人命を守るために最も効果が高く、必要性の強い安全対策を先送りすることは許されない。

よって国及び政府においては、以下の点について、鉄道事業者に対する積極的な支援を行うよう強く求めるものである。

### 記

1. 可動式ホーム柵やホームドア等の設置目標と推進計画を立て、財政面や技術面での支援を強化するなど推進を図ること。
2. 可動式ホーム柵等が設置されていない駅には、ホーム要員を重点的に配置し、当面の対策として転落検知マットや非常停止ボタンを設置するなど、安全対策を十分に行うよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 景気回復とくらしの安定のために賃上げを基本とする政策を求める意見書（案）

【共産党提案】

昨年我が国の名目GDPは479兆円で、過去最高を記録した1997年と比べると36兆円、7%も減少し、18年前の1992年と同じ水準にまで落ち込んでいる。働く人の賃金（年収）も12年間で61万円も減り、家計・内需が低迷して経済成長が止まった国になっている。日本だけが長らく経済成長から取り残されているという異常な状況を是正しない限り、経済の発展はもちろん、政府債務残高の問題も解決しえないものである。

日本経済の最大の問題は、働く人の所得（雇用者報酬）が1997年と比べて25.6兆円も減る一方で大企業の内部留保が約100兆円増加して244兆円に増加するというGDP統計に見られるように、国民が汗水流して働いたものが国民の中に還流しないことにある。したがって今求められるのは、雇用や中小企業を守るルールを確立して賃金の引き上げを進める経済戦略である。

よって国及び政府の責任で賃上げをターゲットとする政策を進めるよう強く求めるものである。

### 記

1. 労働者派遣法を抜本改正して非正規社員を正社員にすること。
2. 中小企業にきちんと手当てをしながら最低賃金を時給1,000円以上に引き上げること。
3. 雇用の7割を抱える中小企業を本格的に支援して大企業の労働者との賃金格差をなくしていくこと。
4. 不当な解雇をやめさせて解雇規制のルールを強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 国民健康保険に対する国庫負担を増額し、保険料の引き下げを求める意見書（案）

【共産党、社民提案】

国民健康保険の主な財源は、国、都道府県及び保険者の負担金並びに被保険者の保険料から成り立っている。皆保険の基礎をなす国民健康保険は、制度設計された当時に比べ加入者の層が大きく変化し、無職者や年金生活者などの低所得者の占める割合が増加している。その結果、高齢社会の進行に伴う医療費の増大と相まって国保会計は慢性的な赤字に陥り、加入者の保険料負担は家計の大きな圧迫となっている。組合健保加入者や共済健保加入者と比較すると、同等の収入であってもその負担額は2倍から3倍も高く、自治体間の保険料の格差も財政力の違い等によって3倍以上の開きが生じている。このままでは国民健康保険は制度そのものが根底から崩壊しかねない状態である。

現在、国保料の滞納世帯は、445万世帯、加入世帯の2割にのぼっている。正規の保険証を取り上げられ、資格証明書や短期保険証に置き換えられた世帯は152万世帯にのぼる。さらに、取り立てでは、滞納者への脅迫まがいの督促、プライバシー無視の財産調査、預貯金、生活必需品の差し押さえなどが各地でひどくなっており、年金を差し押さえられ命を絶つということまで起こっている。政府は、こうした生存権を侵害する取り立てを強化しているが、2008年度の国保料の収納率は過去最低の80%台に下落した。どんなに厳しい制裁や取り立てでも収納率向上に役立たないのは保険料が高すぎて払いたくても払えないあらわれである。自治体によっては300万円の所得で1割を大きく超える保険料（税）となっている。国保の最大の構造的な問題は、1984年には国庫負担が医療費の50%であったのが、いま24%まで減らしてきたことにある。政府は、「コンクリートから人へ」との政権目標に沿って、国庫負担割合を少なくとも従前の負担割合に戻すことが必要である。

厚生労働省は昨年5月、都道府県知事あてに通知を送付。国保の広域化に向けて、現在、市町村によって異なる保険料（税）を均一化するため、「保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化」などを行い、一般財源の繰り入れを「できる限り早期に解消する」よう求めている。

いま、全国の市町村は、財政が苦しい中でも総額で3,700億円の公費を繰り入れて、国保料のこれ以上の値上げを抑える努力をしている。これをやめたら国保料は、さらに1人平均1万円、4人家族で平均4万円もの値上げになってしまう。民主党は、国庫負担を9千億円増やし、保険料を下げる と公約してきたが、国保料をさらに値上げするこのような通達は直ちに撤回すべきである。

よって国及び政府においては、直ちに以下の項目に取り組むことを強く求めるものである。

### 記

1. 国庫負担割合を1980年代の負担割合に戻し、保険料を引き下げること。
2. 「国保料の引き上げ」につながる厚労省の一般財源の繰り入れを「できる限り早期に解消する」よう求める通達は、直ちに撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 経済の主役にふさわしく中小企業支援策を抜本的に強めることを求める意見書（案）

【共産党提案】

政府が昨年閣議決定した「中小企業憲章」は、中小企業を「経済を牽引（けんいん）する力であり、社会の主役である」と位置づけた。

ところが、2011年度予算案の中小企業対策費は前年から微増の1,969億円、一般歳出の0.36%の規模にとどまっている。この額は、当初予算としては自民党政権の末期よりも小さく、1980年度（0.79%）の半分以下にすぎない。

「景気が悪くなって被害が出たら補正を組んで資金繰りを手当てすればいい」という考えは自民党政権時代と同じで、新旧両政権のやり方は中小企業対策を不況の際の緊急避難策としかとらえず、中小企業を日本経済の根幹として守り育てていこうという姿勢がないことを示している。

中小企業が継続を求めている「景気対応緊急保証制度」を3月で打ち切る方針であるが、打ち切りに伴う政府の対応策では多くの中小企業が対象から外されることになる。

中小企業の「命綱」を断ち切るべきではない。

民間企業の賃金は過去12年で年収にして61万円も減少した。この「賃下げ」に日本経済低迷の原因があると指摘する経済専門家が増えている。

雇用の7割を支える中小企業への支援を抜本拡充することは、「賃下げ」から脱却して内需主導の経済成長を実現するためにも極めて重要である。

よって国及び政府においては、以下の対策を抜本的に強めるよう求めるものである。

### 記

1. 大企業の下請け単価買いたたきなどの不公正取引を是正すること。
2. 中小企業予算を大幅に増やし、融資偏重から経営基盤を直接支える内容に変えること。
3. 中小企業が継続を求めている「景気対応緊急保証制度」を3月以降も継続し、中小企業者の要請に応えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## イラク戦争の検証を求める意見書（案）

【共産党提案】

2003年3月、日本政府は国連安保理決議を得ていない米国の攻撃を支持してきた。その後、開戦の最大の根拠であった「イラクは大量破壊兵器を保有している」という情報も誤りであったことが判明し、ブッシュ元米大統領もそれを認めた。にもかかわらず戦争は拡大され、イラク市民・多国籍軍兵士の死者数はさらに増えてきた。

こうしたイラク戦争に日本が協力したことは、平和国家・民主主義国家としてのあり方が問われる問題であり、また、私たち日本の市民の平和的生存権が尊重され、不法な戦争への加担を繰り返さないためにも、日本においてもイラク戦争支持・支援の是非の検証が行われるべきである。

オランダでは、調査委員会が設置され、2010(平成22)年1月12日政府に対し「国際法上の合法性を欠く」とし、イラク戦争を支持したオランダ政府の決定は「正当化できない」との調査報告書を提出している。また、イギリスでも調査委員会が設置され検証が進んでいる。

日本政府も、2007年の衆議院本会議において、「イラク特別措置法改正案」の採決に当たり、「イラク戦争を支持した当時の政府判断について検証を行う」という採択した附帯決議を誠実に履行することが求められている。既に、衆参両議院で百名以上の国会議員が「イラク戦争検証委員会」設置を求めて署名し、昨年4月に首相に提出している。さらに、本年2月14日には前原外相は国会で「イラク戦争検証は必要」と発言している。

よって国及び政府においては、第166回衆議院本会議における「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」を誠実に履行することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## コメの戸別所得補償制度の見直しを求める意見書（案）

【公明提案】

農林水産省が昨年 12 月 27 日に発表した 2010 年度産米の 11 月の相対取引価格は、全銘柄平均で 60 キロ当たり 1 万 2,630 円となり、新米が出回った 9 月から 3 カ月連続で最安値を更新した。前年度比 15% 減で 2,246 円も安く、底値が見えない米価下落に農業者は大きな不安を抱えている。

米価下落の大きな要因は、戸別所得補償制度そのものに米価下落誘発を制度として内包していることである。コメ農家が戸別所得補償のある分だけ業者から値下げを迫られているケースもあり、生産現場に混乱を招いている。

政府は、昨年末になりようやく集荷円滑化対策基金を活用した過剰米約 14 万トンを経済米として処理し、主食用米の市場から隔離することを決定した。しかし、これだけでは一過性の対策に過ぎない。今年度行ったコメの戸別所得補償制度モデル事業自体をしっかりと検証することなく本格実施を行えば、農業者にさらなる不安と混乱を招くことになりかねない。

戸別所得補償制度は小規模農家支援を掲げながら、2011 年度予算案で一転して規模拡大加算を打ち出すなど矛盾も見えてきた。しかも、2011 年度からの農業戸別所得補償制度の本格実施予定を前に、鹿野道彦農林水産大臣は通常国会への関連法案提出を見送る方針を示し、これまで「法案を提出する」としてきた民主党政権の歴代農相答弁を覆した。

政府は農業者の不安を取り除くためにも方向性をしっかり定めるべきである。

よって国及び政府においては、以下の点についてその実現を図るよう強く要望する。

### 記

1. 2010 年度のコメ戸別所得補償制度モデル事業を検証し、検証結果を早急に示すこと。
2. 大幅な価格下落時に支払われる変動部分を全国一律から、地域ごとの再生産価格を補償するなどの柔軟な制度に改めること。
3. 農業・農村の多面的機能を評価する直接支払制度を検討するとともに、生産者の手取りを増やす新しいビジネスモデルの研究を行うこと。
4. 農村の生活環境の改善、農地の確保や基盤整備、用水の確保や道路などインフラ整備を早急に実施・促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

## 公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書（案）

【公明提案】

本格的な高齢社会を迎えたことで、高齢者が安心して生活を送りながら、社会・経済活動にも積極的に参加できる社会の構築がますます求められている。また、障害者が必要なサービスを受しながら、自立し、安心して暮らすためにも公共施設等のバリアフリー化が喫緊の課題である。

政府は、これまで平成 18 年制定の「バリアフリー新法」に基づき、1 日の平均利用者数が 5,000 人以上の鉄道駅やバスターミナル等について、平成 22 年までに全てバリアフリー化することを目標に取り組みを進めてきた。しかしながら、例えば鉄道駅のバリアフリー化の進捗率は約 77%（平成 22 年 3 月末現在）に止まっている。

よって国及び政府においては、新たな政府目標を定めた上で、政府、地方公共団体、事業者の連携強化を図りつつ、地域のニーズに対応した公共交通機関のバリアフリー化を更に推進するよう、以下の項目の実施を強く求める。

### 記

1. 新たな政府目標を早急に定め、地方公共団体、事業者の理解を得るよう周知徹底に努めること
2. 市町村によるバリアフリー基本構想の作成が更に進むよう、未作成地域を中心に、実効性のあるよりきめ細かい啓発活動を行うこと
3. 地方公共団体の財政状況に配慮し、補助等の支援措置を充実すること
4. 特に、鉄道駅のホームにおける転落防止効果が期待されるホームドア（可動式ホーム柵）設置に関する補助を充実すること
5. 身体障害者や要介護者など移動制約者の福祉輸送ニーズに対応した福祉タクシーやノンステップバスの普及に努めること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。